第十七条の四の見出し中「認可の申請」を「協議の申出」に改め、同条中「第二十五条の三第一項（同条第四項」を「第二十五条の三第二項（同条第七項」に、「認可を受けよう」を「協議を申し出よう」に、「申請書」を「申出書」に、「変更を」を「変更の内容を」に改め、「国土交通大臣」の下に「（次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事）」を加え、後段を削り、同条第一号中「第十七条の六第七号」を「第十七条の七第七号」に改める。

第十七条の九を第十七条の十とし、第十七条の八を第十七条の九とし、第十七条の七を第十七条の八とする。

第十七条の六の見出し中「認可」を「協議等」に改め、同条中「第二十五条の三第四項」を「第二十五条の三第七項」に改め、同条を第十七条の七とする。

第十七条の五の見出し中「こと」を「こと等」に改め、同条中「第二十五条の三第四項」を「第二十五条の三第七項」に、「同条第三項」を「同条第四項又は第六項」に、「認可をしようとする」を「協議又は届出を受けた」に改め、同条を第十七条の六とする。

第十七条の四の次に次の一条を加える。

（都道府県知事に協議する事業計画）

第十七条の五　法第二十五条の三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

一　指定都市以外の市町村が設置する流域下水道の事業計画

二　指定都市が設置する流域下水道の事業計画のうち、第十七条の七第一号から第三号まで及び第四号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

第二十四条の三第一項第二号を削り、同項第一号中「都道府県以外の地方公共団体」を「指定都市」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　都道府県及び指定都市以外の地方公共団体が管理する公共下水道

第二十四条の三第一項第三号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三　都道府県及び指定都市以外の地方公共団体が管理する流域下水道

第二十四条の四第一項中「法第四条第一項の認可又は」を削る。

第二十五条を削り、第二十四条の五を第二十五条とする。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附則第六項中「附則第四項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第七項中「附則第四項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則中第八項を第七項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

（住宅地区改良法施行令の一部改正）

第五条　住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条後段を次のように改める。

この場合において、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第六条第一項中「二十五万九千円」とあるのは「十五万八千円」と、同条第二項中「十五万八千円」とあるのは「十一万四千円」と読み替えるものとする。

第十三条の二第一項中「及び第二項の表第二種公営住宅の項」を削り、「「公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第三十二条の規定」に、「第二十三条第二号イ」を「第二十三条第一号イ」に、「十三万九千円」を「十五万八千円」に、「同号ハ」を「同号ロ」に改め、「十一万四千円」の下に「を参酌して十五万八千円以下で施行者が条例で定める金額」を加え、「同表第二種公営住宅の項中「十一万五千円」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第三十二条の規定による改正後の法第二十三条第一号イに掲げる場合にあつては十五万八千円以下で施行者が条例で定める金額、同号ロに掲げる場合にあつては十一万四千円を参酌して十五万八千円以下で施行者が条例で定める金額」と、」に改める。

（河川法施行令の一部改正）

第六条　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条中「第七十九条第二項第三号及び第四号」を「第七十九条第二項」に改める。

（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令の一部改正）

第七条　交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「同令の」を「同項に規定する」に、「もの」を「一般国道の改築又は道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に同令第三十八条第二項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる都道府県道若しくは市町村道の改築（次号において「都道府県道等交通安全小区間改築」という。）」に改め、同項第二号中「拡幅で」を「拡幅（」に、「同令の」を「同項に規定する」に、「もの」を「一般国道の改築又は都道府県道等交通安全小区間改築に限る。）」に改め、同条第三項中「（昭和二十七年法律第百八十号）」を削る。

（道路構造令の一部改正）

第八条　道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「道路の」を「高速自動車国道及び一般国道の」に改め、「一般的技術的基準」の下に「（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準にあつては、道路法（以下「法」という。）第三十条第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（同項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものを除く。）を定めるに当たつて参酌すべき一般的技術的基準」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

（高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準）

第三条の二　高速自動車国道又は一般国道を新設し、又は改築する場合におけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準は、次条から第四十条までに定めるところによる。

第五条第一項ただし書中「又は第四種第四級」を削り、同条第三項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第四種第四級」を削り、「あたり」を「当たり」に改め、同条第五項中「又は第四種第四級」を削り、同項ただし書中「きわめて」を「極めて」に改める。

第九条第一項中「（第四級を除く。）」を削る。

第十条の二第三項ただし書中「又は第四種第四級」を削る。

第十一条第一項中「（第四級を除く。）」及び「若しくは第四種第四級」を削り、同条第二項及び第四項ただし書中「又は第四種第四級」を削る。

第十二条第一図中「又は第四種第四級」を削る。

第十三条第一項の表第四種の項を次のように改める。

第四種	第一級	六〇
	第二級	六〇、五〇又は四〇
	第三級	五〇、四〇又は三〇

五〇又は四〇	
三〇	
二〇	